

ダイレクトメールの停止について

当社は、保険商品の勧誘を目的として、お客さまあてにご郵送するダイレクトメール（以下「DM」といいます。）に関して、お客さまから送付停止のお申し出をいただいたときは、DMの送付を停止するための措置を講じます。

（１） 停止できるもの

当社の宣伝物・印刷物の送付等による営業案内。ただし、「ご契約内容のお知らせ」等お客さまの権利・利益保護のために必要な通知等に同封又は書類余白に印刷した広告等は除きます。

（２） 停止のための手続

DMの停止をご希望なされるお客さまは、ご契約いただいている保険契約の保険証券（証書）をご持参の上、最寄りの当社支店又は郵便局（簡易郵便局を除きます。）にお申し出ください（ご郵送によるお申し出は受け付けておりませんのでご注意ください。）。